

# 入札説明書

この度、下記により一般競争入札を執行するので、希望があればこの入札説明書を了知の上、入札に参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務
- (2) 仕様 令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

### 2 契約担当官の氏名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官 農林水産省農産局長 山口 靖

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の資格を有している者であること。
- (4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農産物の輸出又は輸入に関する業務に携わった実績がある者。

### 4 入札方法

入札金額は、契約書及び仕様書に規定する令和8年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務に要する経費（金額には、仕様書に規定する業務に係る経費等一切を含む。）とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 5 提出証明書等、同証明書等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出証明書等
  - ・ 令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
  - ・ 農産物の輸出又は輸入に関する業務に携わった実績を示す書類
- (2) 提出場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省農産局農産政策部貿易業務課  
米麦品質保証室（別館2階ドア番号 別214）  
電話番号 03-6744-1388 担当者 花澤、相川
- (3) 提出期限 令和8年6月11日（木） 17時00分
- (4) 提出方法 書留等配達記録が確実に残る方法による郵送等で、提出期限までに必着させること。ただし、郵送等によることが困難な場合は、あらかじめ連絡した上で、持参すること。

6 証明書等の審査

5に定める事項の証明書等を支出負担行為担当官が審査し、3に定める事項を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。

7 入札説明会の場所及び日時

(1) 場 所 農林水産省貿易業務課会議室 (別館2階 ドア番号210)

(2) 日 時 令和8年5月29日(金) 11時

※ なお、入札、仕様書等の内容に質問がある場合は、公告期間中に、12の照会先まで問い合わせること。

8 入札執行の場所及び日時並びに入札書の提出期限・場所及び提出方法

(1) 場 所 農林水産省貿易業務課会議室 (別館2階 ドア番号210)

(2) 日 時 令和8年6月12日(金) 11時00分

(3) 提出期限・場所 5と同様とする。

(4) 提出方法 5と同様とする。

9 入札保証金及び契約保証金

予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定により免除する。

10 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 その他

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

12 本件に関しての照会先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米麦品質保証室

(別館2階ドア番号 別214)

電話：03-6744-1388

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省ホームページ([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。